

消費税改正の対応に関するお知らせ

お客様各位

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

さて、消費税（地方消費税を含む）につきまして、昨年 8 月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）が公布され、平成 25 年（2013 年）10 月 1 日の閣議で、平成 26 年（2014 年）4 月 1 日からの消費税率を現行の 5%から 8%へ引き上げることが正式に決定されました。

これに伴う弊社の対応方針を下記の通りお知らせ致しますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 平成 26 年 3 月 31 日以前にご発注いただいた商品・サービス

a. 平成 26 年 3 月 31 日以前に納品またはサービスが完了するもの
現行税率 5%を適用した計算によりご請求させていただきます、それで完結となります。

b. 平成 26 年 4 月 1 日以降納品またはサービスが完了するもの
一旦現行税率 5%を適用した計算によりご請求させていただきますが、改正消費税法に基づき、経過措置が適用されない部分に関しましては、平成 26 年 4 月 1 日以降、新税率 8%との差額 3%の消費税額を別途追加で順次ご請求させていただく予定でございます。なお、既に領収済みのお取引であっても、改正消費税法に基づき、経過措置が適用されない部分に関しましては新税率が適用され差額を追加請求させていただく場合がありますことをご留意ください。なお経過措置についての詳細は恐れ入りますが最寄りの税務署、税理士にご相談ください。

2. 平成 26 年 4 月 1 日以降にご発注いただく商品・サービス

改正消費税法に基づき、新税率 8%でご請求させていただきます。

誠に恐れ入りますが、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社ファースト